

## IAJ/UIM

### 第4研究委員会－2020年

#### コスタリカ

#### 職場での不正行為と汚職：その職員への影響力

不正行為と汚職は、使用者の事業、組合又は外部の請負業者を問わず、職場を含む社会のあらゆる領域に存在する普遍的な問題です。不正行為と汚職は職員に大きな影響を与えます。この問題と闘い、これを糾弾する覚悟ができている職員もいれば、報復を懸念する職員もいます。

不正行為と汚職は密接に関連する概念ではありますが、別の問題を扱っています。

不正行為では、一般に、不当又は違法な財政的利益を得るために、故意に事実や重要な情報が歪めて伝えられます。

汚職では、不当な個人的又は私的利得の供与について、これを教唆若しくは受諾することによって、又はこれと引き換えに違法な報酬を授受することによって、影響力を行使することが試みられたり、公権力が濫用されたりします。

第4研究委員会は、2020年には「職場で見受けられるのはどういった種類の不正行為及び汚職か」「その法的帰結はどういうものか」「内部告発者にはどのような保護が申し入れられるか」という質問を検討します。

#### 質問：

- (1) 貴国には、職場での不正行為及び汚職を扱っている法令又は規則はありますか。ある場合、それについて簡潔に説明してください。
- (2) 職場での不正行為又は汚職とそれが職員にもたらす法的帰結の一例はありますか。
- (3) 職員による内部告発を保護する特定の法律はありますか。ある場合、それはどういうものですか。これらの法律は（使用者以外の）第三者によ

る不法行為、不正行為及び汚職に適用されますか。内部告発者に対してどのような救済措置を利用できますか。

(4) 市民団体などの非政府機関は、職場における汚職対策で何らかの役割を担っていますか。担っている場合、非政府機関は貴国の行政機関又は裁判所とどのように関わり合っていますか。

1 不正行為や汚職により、権利又は法律上保護された利益を侵害された被害者は、民法709条等に基づき、加害者に対し、これらの行為によって生じた損害の賠償等を請求することができる。

また、職場での不正行為や汚職が、その具体的な内容に応じて、詐欺罪（刑法246条）、業務上横領罪（刑法253条）、収賄罪（刑法197条1項前段）、金融商品取引法違反の罪等の犯罪を構成することができる。

2 一般論として言えば、解雇や刑罰の対象となり得る。

3 公益通報者保護法において、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置が定められている。

同法は、労務提供先（使用者）について生じ又は正に生じようとしている通報対象事実のほか、当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について生じた通報対象事実も、公益通報の対象としている（同法2条1項）。

公益通報をしたことを理由とする、公益通報者の解雇及び公益通報者に係る労働者派遣契約の解除は、いずれも無効とされ（同法3条、4条）、公益通報をしたことを理由とする公益通報者に対する降格、減給その他不利益な取扱いが禁止されている（同法5条）。

4 公益通報者保護法2条1項は、「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」に対する通報も「公益通報」に含めていることから、一般論として、市民団体などの非政府機関が通報先となることはあり得る。

もっとも、同法にはそれらの非政府機関と行政機関及び裁判所との関係について定めた規定は存在しない。